# 防災・減災対策、地域の活力や安心な暮らしを 支える社会基盤整備に係る予算確保について

【担当省庁】内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省

頻発する災害の教訓を踏まえた防災・減災対策、京都の将来成長戦略を見据えた物流・人流・まちづくりを支える基盤整備等に向け、<u>社</u>会基盤整備について十分かつ安定的に予算を確保いただきたい。

# [防災·減災対策]

京都府及び管内市町村の国土強靭化地域計画に位置付けた対策を推進するため、<u>防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策後も、</u>別枠措置の継続等により、予算を安定的に確保いただきたい。

また、国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、防災・減 災対策に活用できる**起債制度の期限延長及び対象事業の拡大**をしてい ただきたい。

# [アセットマネジメント]

点検により判明したインフラ老朽化の実態を踏まえ、予防保全措置を中心とした効率的なメンテナンス・サイクルに移行するため、「要対策」と判定されたインフラの補修等を集中的に実施するための別枠確保による財政支援とともに、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置率等の引上げをお願いしたい。

#### 【現状・課題等】

- ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策は、令和2年度が最終年度となるが、頻発化、激甚化する災害に対する事前防災としての河川整備、土砂災害対策、災害時の避難路や高速道路の4車線化、ミッシングリンクの解消等によるネットワークの代替性確保など、国土強靱化対策の強力かつ継続的な推進が必要
- ・地方が防災・減災対策事業に活用できる地方債の制度は、3か年緊急対策の最終年度である令和2年度が期限となっているが、災害に屈しない国土づくりの推進に向け、継続的かつ安定的に防災・減災対策を進めるためには、制度の恒久化、制度対象事業の拡大等の措置が必要
- ・法定点検となった橋梁等では、平成30年度で1巡目点検を完了したが、要対策約160橋の補修工事費の確保が課題

危機管理部 危機管理総務課(075-414-4466)

京都府

総務部 総務調整課(075-414-4033)

の担当課 | 農林水産部 農政課(075-414-4898)

建設交通部 監理課(075-414-5184)

## 【国の事業等】

■起債制度の期限延長が求められるもの

・<u>国土強靱化対策の継続的な推進に当たっては、防災・減災対策に活用できる以下の</u> 地方債制度の期限延長が必要

種類	令和2年度計画額	地方財政措置	現在の事業年度
防災・減災・国土強靱	4,778 億円	充当率:100%	平成 30 年度~
化緊急対策事業債		交付税措置率:50%	令和2年度
緊急自然災害防止対策	3,000 億円	充当率:100%	令和元年度~
事業債		交付税措置率:70%	令和2年度
緊急防災・減災事業債	5,000 億円	充当率:100%	平成 29 年度~
		交付税措置率:70%	令和2年度
緊急浚渫推進事業債	900 億円	充当率:100%	令和2年度~
		交付税措置率:70%	令和6年度

# ■緊急防災・減災事業債の対象事業の拡大が求められるもの

・法令により義務化された<u>河川護岸・堤防の点検及び点検に係る除草についても対象</u>としていただきたい。

# ■公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置率の引き上げが求められるもの

・長寿命化事業については、充当率 90%、交付税措置率 30%※であるが、点検に基づく適切な補修を早期かつ集中的に実施するため、<u>充当率及び交付税措置率を引き上げ</u>ていただきたい。 (※財政力に応じて 30%~ 50%)

#### ■インフラの補修等を集中的に実施するための別枠による財政支援

・令和2年度から道路メンテナンス事業補助制度が創設、配分されたが、社会資本整備 総合交付金等の配分額が同程度減少しており、改築・更新、防災事業の推進に支障

## 【京都府の取組】

### ■京都府国土強靱化地域計画(H28.11 策定)における施策の進捗状況

・計画に掲載した事業(総事業費10億円を超える事業)の進捗状況は次のとおり。継続的、安定的な国土強靱化対策の予算確保が必要

掲載事業箇所数 64 箇所 うち完了4箇所、事業中58 箇所、未着手2箇所

■橋梁点検に基づく点検結果及び補修計画

□点検結果 (京都市除)

健

全

性

単位:橋梁数

	,	京都府		市町村	
i.	IV	1	(0.1%)	7	(0.1%)
	${ m I\hspace{1em}I}$	163	(8%)	355	(5%)
	$\Pi$	1, 135	(52%)	4, 208	(61%)
r	I	874	(40%)	2, 358	(34%)

良 IV:緊急措置段階(通行止)Ⅲ:早期措置段階(要対策)

Ⅱ:予防保全段階

I: 健全

□ 1 巡目点検の補修実績及び2 巡目点検の補修対象

